

愛媛県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

新		旧	
愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号		愛媛県事務処理の特例に関する条例 平成12年3月24日 条例第11号	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村	事務	市町村
1～44 省略		1～44 省略	
45 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第13条第1項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2) 法第13条第3項（法第32条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付けの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第15条第1項（法第32条第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還の免除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」	各市町村（中核市を除く。）	45 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号。以下この項において「法」という。）及び法の施行のための規則に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 法第10条第1項（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (2) 法第10条第3項（法第19条の2第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の継続貸付けの申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (3) 法第12条（法第19条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還の免除の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務 (4) 母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号。以下この項において「政令」	各市町村（中核市を除く。）

新		旧	
<p>という。)第8条第3項ただし書(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の繰上償還の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第8条第5項(政令第37条第2項において準用する場合を含む。)_____の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第11条(政令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の交付の停止又は減額の決定に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(7) 政令第12条及び第13条(これらの規定を政令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの停止の決定に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(8) 政令第16条(第6号を除き、政令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の一時償還の決定に係る請求書の交付に関する事務</p> <p>(9) 政令第17条ただし書(政令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸</p>		<p>という。)第7条第3項ただし書(政令第28条第2項において準用する場合を含む。)</p> <p>)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の繰上償還の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(5) 政令第7条第5項(政令第28条第2項において準用する場合を含む。)及び第6項の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の据置期間の延長の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(6) 政令第10条(政令第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の交付の停止又は減額の決定に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(7) 政令第11条及び第12条(これらの規定を政令第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金又は寡婦福祉資金の貸付けの停止の決定に係る通知書の交付に関する事務</p> <p>(8) 政令第15条(第6号を除き、政令第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の一時償還の決定に係る請求書の交付に関する事務</p> <p>(9) 政令第16条ただし書(政令第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸</p>	

新		旧	
<p>付金の違約金の不徴収の承認の願出の受付及び当該願出に係る願出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 政令第19条第1項(政令第38条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>		<p>付金の違約金の不徴収の承認の願出の受付及び当該願出に係る願出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(10) 政令第18条第1項(政令第29条において準用する場合を含む。)の規定に基づく母子福祉資金貸付金又は寡婦福祉資金貸付金の償還金の支払猶予の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(11) 前各号に掲げるもののほか、法の施行のための規則に基づく事務であって規則で定めるもの</p>	
46～58 省略		46～58 省略	
<p>59 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。)第3条第1項、第4条及び第5条第1項の規定に基づく居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(18) 政令第6条の被爆者健康手帳の交付に関する事務</p> <p>(19) 政令第8条第1項の規定により知事を経由する法第11条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の認定の申請の受付及び当該申</p>	保健所を設置する市	<p>59 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号。以下この項において「法」という。)に基づく事務のうち、次に掲げるもの</p> <p>(1)～(16) 省略</p> <p>(17) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行令(平成7年政令第26号。以下この項において「政令」という。)第3条第1項_____の規定に基づく居住地_____の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(18) 政令第4条の被爆者健康手帳の交付に関する事務</p> <p>(19) 政令第6条第1項の規定により知事を経由する法第11条第1項の規定に基づく厚生労働大臣の認定の申請の受付及び当該申</p>	保健所を設置する市

新		旧	
<p>請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>		<p>請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(20) 政令第8条第2項の規定により知事を経由する同項の認定書の交付に関する事務</p>		<p>(20) 政令第6条第2項の規定により知事を経由する同項の認定書の交付に関する事務</p>	
<p>(21) 政令第11条第1項の規定により知事を経由する法第12条第1項の規定に基づく医療機関の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(21) 政令第9条第1項の規定により知事を経由する法第12条第1項の規定に基づく医療機関の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(22) 政令第11条第2項の規定により知事を経由する法第12条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者等の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(22) 政令第9条第2項の規定により知事を経由する法第12条第1項の規定に基づく指定訪問看護事業者等の指定の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(23) 政令第12条（政令第16条 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により知事を経由する政令第12条の規定に基づく名称の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(23) 政令第10条（政令第13条の2において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により知事を経由する政令第10条の規定に基づく名称の変更等の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(24) 政令第13条（政令第16条 _____において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により知事を経由する政令第13条の規定に基づく指定辞退の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(24) 政令第11条（政令第13条の2において準用する場合を含む。以下この号において同じ。）の規定により知事を経由する政令第11条の規定に基づく指定辞退の申出の受付及び当該申出に係る申出書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(25) 政令第22条第1項の規定に基づく法第17条第1項に規定する医療費の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(25) 政令第19条第1項の規定に基づく法第17条第1項に規定する医療費の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p>	
<p>(26) 政令第22条第1項の規定に基づく法第</p>		<p>(26) 政令第19条第1項の規定に基づく法第</p>	

新		旧	
<p>18条第1項に規定する一般疾病医療費の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(27) 政令第22条第1項の規定に基づく法第33条第3項に規定する特別葬祭給付金の支給の認定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務</p> <p>(28) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）第4条第2項（省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還に関する事務</p> <p>(29) 省令第7条第1項及び第3項（これらの規定を省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく氏名等の変更の届出の処理に関する事務</p> <p>(30) 省令第7条の2第1項（省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務（申請者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを除く。）</p> <p>(31) 省令第7条の2第3項及び第8条（これらの規定を省令附則第5条第1項において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還の受付及び知事への送付に関する事務（返還者が国内に居住地及び現在地を有しない場合に係るものを</p>		<p>18条第1項に規定する一般疾病医療費の支給の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(27) 政令第19条第1項の規定に基づく法第33条第3項に規定する特別葬祭給付金の支給の認定の請求の受付及び当該請求に係る請求書の知事への送付に関する事務</p> <p>(28) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律施行規則（平成7年厚生省令第33号。以下この項において「省令」という。）第4条第2項（省令附則第5条_____において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還に関する事務</p> <p>(29) 省令第5条（省令附則第5条_____において準用する場合を含む。）の規定に基づく氏名等の変更の届出の処理に関する事務</p> <p>(30) 省令第6条第1項（省令附則第5条_____において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の再交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(31) 省令第6条第3項_____及び第8条（これらの規定を省令附則第5条_____において準用する場合を含む。）の規定に基づく被爆者健康手帳等の返還の受付及び知事への送付に関する事務</p>	

新	旧
<p>除く。)</p> <p>(32) ~ (37) 省略</p> <p>(38) <u>省令第35条第1項、第35条の2及び第35条の3第1項(これらの規定を省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)</u>の規定に基づく医療特別手当受給権者等からの居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(県内において居住地又は現在地_____を移した場合に係るものを除く。)</p> <p>(39) 省令第35条第1項(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療特別手当受給権者等からの居住地及び現在地の変更の届出の受理に関する事務(県内において居住地又は現在地を移した場合に係るものに限る。)</p> <p>(40) 省令第36条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の証書の返付又は交付に関する事務(県内において居住地又は現在地を移した場合に係るものを除く。)</p> <p>(41) 省令第36条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく証書の訂正及び返付に関する事務(居住地又は現在地の変更に係るものにあつては、県内において居住地又は現在地を移した場合に係るものに限る。)</p>	<p>(32) ~ (37) 省略</p> <p>(38) 省令第35条第1項(省令第46条_____、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療特別手当受給権者等からの居住地_____の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務(都道府県の区域を越えて居住地_____を移した場合に係るものに限る。)</p> <p>(39) 省令第35条第1項(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく医療特別手当受給権者等からの居住地_____の変更の届出の受理に関する事務(都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に係るものを除く。)</p> <p>(40) 省令第36条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の証書の_____交付に関する事務(都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に係るものに限る。)</p> <p>(41) 省令第36条(省令第46条、第50条、第54条及び第63条第1項において準用する場合を含む。)の規定に基づく証書の訂正及び返付に関する事務(居住地_____の変更に係るものにあつては、都道府県の区域を越えて居住地を移した場合に係るものを除く。)</p>

新		旧	
<p>(42) ~ (63) 省略</p> <p>(64) 省令第67条第1項及び第67条の2の規定に基づく介護手当継続支給対象者の居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(65) ~ (67) 省略</p> <p>(68) 省令附則第2条第2項の規定に基づく<u>第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証</u>の交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(69) 省令附則第2条第4項の<u>第一種健康診断受診者証又は第二種健康診断受診者証</u>の交付に関する事務</p> <p>(70) 省令附則第4条第1項、<u>第4条の2及び第4条の3第1項</u>の規定に基づく居住地及び現在地の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>		<p>(42) ~ (63) 省略</p> <p>(64) 省令第67条第1項_____の規定に基づく介護手当継続支給対象者の居住地_____の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p> <p>(65) ~ (67) 省略</p> <p>(68) 省令附則第2条第2項の規定に基づく<u>健康診断受診者証</u>_____の交付の申請の受付及び当該申請に係る申請書の知事への送付に関する事務</p> <p>(69) 省令附則第2条第4項の<u>健康診断受診者証</u>_____の交付に関する事務</p> <p>(70) 省令附則第4条第1項_____の規定に基づく居住地_____の変更の届出の受付及び当該届出に係る届出書の知事への送付に関する事務</p>	
59の2 ~ 62 省略		59の2 ~ 62 省略	